

豪州における「ふくしまの酒」販路拡大事業 業務仕様書 (案)

1 目 的

本仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が_____（以下、「乙」という。）に委託する『豪州における「ふくしまの酒」販路拡大事業』に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業目的

日本酒を中心とした日本産アルコール類の主要な輸出先の一つである豪州において、「ふくしまの酒」の品質の高さやおいしさなどの魅力が効果的に伝わるプロモーションを展開することにより、豪州内における「ふくしまの酒」の更なる認知度向上及び販路開拓・拡大を図る。

また、「ふくしまの酒」を契機に本県の豊かな食文化を併せて発信することにより、現地消費者の本県への関心を高め、インバウンド誘客及び帰国後の本県産品の需要喚起を図る。

3 委託業務内容

(1) 「ふくしまの酒」試飲商談会の実施 (BtoB)

- ・「ふくしまの酒」の販路開拓及び販売拡大、新規顧客の獲得に繋げることを目的とし、豪州（シドニー市内を想定）において、「ふくしまの酒」の試飲商談会を実施すること。
- ・実施日は5月26日（月）を想定すること。
- ・現地の飲食店や流通関係事業者など計50名程度を集客すること。なお、招待者のアタックリストは予め甲と協議の上作成すること。
- ・福島県内の蔵元が参加し、日本酒等の魅力が効果的に伝わる実施内容とするほか、随時商談を行えるよう会場内には参加蔵元の商談ブースを設けること。
- ・参加蔵元につき1名ずつ通訳を手配するほか、商談が円滑に行えるよう商談ツールを作成すること。
- ・参加蔵元は最大5蔵程度とし、蔵元の渡航費として1事業者あたり20万円を補助すること。なお、参加蔵元の選定は甲が行うが、選定以降、サンプル輸送や商談に必要な情報の取りまとめなど、参加蔵元との連絡調整は乙が行うこと。
- ・商談会で提供する日本酒等とのペアリングとして、福島県産の食材を一部使用したメニューを5品程度提供すること。
- ・商談会で提供する福島県産品（日本酒等含む）については、現地手配が可能なものは現地調達することとし、日本国内からの輸送が必要な場合は、品質管理を徹底の上、指定場所から商談会場まで輸送（通関含む）すること。
- ・参加蔵元へ事後ヒアリングを実施し、商談成約実績等の取りまとめを行うほか、必要に応じて参加蔵元の商談活動のサポートを行うこと。

(2) 「ふくしまの酒」と豊かな食文化プロモーションの実施 (BtoC)

- ・シドニー市内の飲食店において、「ふくしまの酒」の魅力及び福島県の豊かな食文化を発信するプロモーションを実施すること。
- ・プロモーション実施期間は、5月25日(日)を含む前後2週間程度を想定すること。
- ・5月25日(日)には(1)の参加蔵元及び現地の福島県人会など、福島県関係者20名程度を招待した食事会を開催すること。
- ・食文化のプロモーションにあたっては、豪州での福島県産品の魅力発信のほか、現地消費者が福島県へ関心を持つ契機となることを目的とし、福島県の郷土料理をもとにしたメニューを提供するほか、食事を提供する器等に福島県の工芸品を使用すること。
- ・プロモーションで提供する福島県産品(日本酒等含む)については、現地手配が可能なものは現地調達することとし、日本国内からの輸送が必要な場合は、品質管理を徹底の上、指定場所から商談会場まで輸送(通関含む)すること。
- ・現地消費者への情報発信として、プロモーション期間中はSNSによる情報発信を1日あたり1回以上行うこと。

(3) その他

ア 福島県運営 WEB サイト等との連携

- ・当事業の実施にあたり、甲が運営するWEBサイトやSNS等においてプロモーションに関する情報発信を行うため、県へ必要な情報を提供すること。

イ その他

- ・事業実施に当たり、必要に応じて通訳、現地ガイド、車両を手配すること。
- ・必要な情報機器(携帯電話、無線LANルーター、パソコン等)を手配すること。
- ・現地において店舗との調整、コーディネーター等を受託者以外の者が実施する場合は、実施体制及びその者の経歴を明らかにすること。
- ・その他事業実施に付随する業務が発生した場合、甲乙協議の上実施すること。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲へ納品すること。

4 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届
 - ・統括責任者通知書
 - ・実施工程表
 - ・業務実施体制図
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届
 - ・収支決算書
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

6 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

7 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行うものとする。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。